［条を削る。］

（日額旅費）

**第九条**　職員が法第二十六条第一項第一号又は第三号に該当し旅行する場合には、次の区分により日額旅費を支給する。

一　日帰りの場合

イ　旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合

二級以下の職務にある者　五百三十円

三級以上の職務にある者　五百九十円

ロ　旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合

二級以下の職務にある者　七百九十円

三級以上の職務にある者　九百円

ハ　旅行が在勤地以外の地にわたり二十五キロメートル以上の場合

二級以下の職務にある者　千五十円

三級以上の職務にある者　千百九十円

二　宿泊する場合

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設で宿泊料を徴する場合

二級以下の職務にある者　四千七百六十円

三級以上の職務にある者　五千八百七十円

ロ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設で宿泊料を徴しない場合

二級以下の職務にある者　二千五百七十円

三級以上の職務にある者　三千百四十円

ハ　下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

二級以下の職務にある者　四千七十円

三級以上の職務にある者　四千四百円

ニ　旅館に宿泊する場合（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合。以下同じ。）

㈠　三十日未満の期間につき

二級以下の職務にある者　七千四百十円

三級以上の職務にある者　九千百九十円

㈡　三十日以上六十日未満の期間につき

二級以下の職務にある者　六千六百七十円

三級以上の職務にある者　八千二百六十円

㈢　六十日以上の期間につき

二級以下の職務にある者　五千九百三十円

三級以上の職務にある者　七千三百五十円